



おかげさまで85周年。
感謝とともに。未来とともに。

IWATE BANK NEWS LETTER



平成30年2月28日

株式会社 岩手銀行

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

株式会社岩手銀行（頭取 田口幸雄）は、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）の規定に基づき、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を制定いたしましたので公表いたします。

当行は、地域社会とともに発展していくことを経営の基本としており、今回の公表内容は、フィンテック企業など外部機関との連携により、オープン・イノベーションを進めていくための基本方針となります。

今後も、より付加価値の高いサービスを提供することにより、お客さまの利便性向上に取り組んでまいります。

以上

<お問い合わせ先>

岩手銀行 システム部 川村 TEL 019-624-7085

岩手銀行

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

株式会社岩手銀行（以下、「当行」という）は、「地域社会の発展に貢献する」を経営理念の一つとしており、地域社会とともに発展していくため、お客さまへのサービス及び利便性向上を目指しております。

お客さまのさらなる発展のためには、電子決済等代行業者（※1）をはじめとする外部機関とのオープン・イノベーションが重要であると認識しており、銀行業務の健全かつ適切な運営及び利用者保護の確保に留意しつつ、電子決済等代行業者とのAPI（※2）連携及び協働を図ってまいります。

※1 銀行法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日公布）による改正後の銀行法第二条第十八項に定める事業者。別途当行が定め、今後公表する予定の「電子決済等代行業者との接続に係る基準」に合致し、当行との間で、電子決済等代行業に係る契約締結した事業者に限る。

※2 Application Programming Interface の略。あるアプリケーションの機能や管理するデータなどを他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様のこと。

2. 資金移動関連のオープンAPIに関する体制整備の有無、理由、実施完了時期

当行は、お客さま保護及び利便性向上を推進するため、資金移動関連のオープンAPIの体制整備を行ってまいります。提供時期については確定次第、当行ホームページ上にて公開する予定です。

3. 口座参照関連のオープンAPIに関する体制整備の有無、理由、実施完了時期

当行は、お客さま保護及び利便性向上を推進するため、平成30年度中を目途に、口座参照関連のオープンAPIに関する体制整備を行う予定です。

具体的サービスは、以下の通りです。

《法人・インターネットバンキング利用者向けサービス》

- (1) 残高照会（流動性預金）
- (2) 入出金明細照会

《個人・インターネットバンキング利用者向けサービス》

- (1) 残高照会（流動性預金）
- (2) 残高照会（定期預金・外貨預金）
- (3) 入出金明細照会

《個人・口座保有者向けサービス（インターネットバンキング未利用者含む）》

- (1) 残高照会（流動性預金）
- (2) 入出金明細照会

4. オープンAPI関連システムの開発、運用等を自行で行うか、委託するかの別、及びその他のシステム構築に関する方針

当行は、一般社団法人全国銀行協会が公表している「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書 - オープン・イノベーションの活性化に向けて - (平成29年7月13日)」に基づきシステム構築を行います。

オープンAPI関連システムの開発、運用等については、株式会社NTTデータへ委託しています。

5. 当行における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

当行における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門は、以下の通りです。

担当部門：岩手銀行 システム部 ICT戦略担当

連絡先：(メールアドレス) ibk72408@iwatebank.co.jp

(電話番号) 019-624-7085

6. その他電子決済等代行業者が当該銀行との連携を検討するに当たって参考となるべき情報

その他、具体的な情報については、当行ホームページ上にて順次公開していく予定です。

以上